

「大阪府在宅保健師の会」会則

(目的)

第1条 この会は、住民の健康づくり及び健康寿命の延伸の一助となるよう、保健活動の重要性を認識している在宅保健師の知識・経験を生かし、地域の保健活動等の発展や推進に寄与するため、会員の資質向上や会員相互の交流を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、大阪府在宅保健師の会と称し、事務局を大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）内に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、大阪府内に勤務できる在宅保健師で、この会の趣旨に賛同する者とする。ここでいう在宅保健師とは、保健師資格を持ち常勤雇用されていない者とする。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、入会申込書及び保健師免許証の写しを事務局あて提出するものとする。

(退会)

第5条 この会の会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。
2 この会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
(1) 本人が死亡したとき
(2) 3年間連絡がとれないとき

(活動内容)

第6条 この会は次のことを行う。
(1) 会員個人の研修・研鑽に関すること
(2) 連合会事業への協力
(3) 会の運営に関する調査研究
(4) 会員相互の情報交換会の開催
(5) その他目的を達成するために必要な事項

(総会及び総会の議決事項)

第7条 総会は年1回開催することができる。総会は会長が招集し、議長となる。
(1) 事業に関すること
(2) 役員を選出
(3) その他、総会の議決を必要とする事項
(4) 会則の変更に関すること

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選する。
(1) 会長 1人
(2) 副会長 2人
(3) 幹事 若干名

(役員会)

第9条 この会に役員会を置く。
(1) 役員会は、会の運営及び事務の円滑な推進を図るため必要に応じ開催する。
(2) 役員会は、その他必要とする事項を検討する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(個人情報保護及びデータ管理)

第11条 この会の会員に関する個人を特定できる情報(以下「個人情報」という。)については、適切な安全管理措置を講じなければならない。

(個人情報の取得)

第12条 この会の運営に用いる個人情報は、入会申し込みの際に取得するものとし、入会者に対してはその利用目的を明らかにし、適法かつ適正な方法により取得するものとする。

2 前項の個人情報の取得方法は、この会への入会手続き等によるものとする。

(個人情報の利用目的)

第13条 この会が取得した個人情報の利用目的は、次に掲げる事項とし、利用目的外で使用し、又は使用させてはならない。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 会員が連合会事業に協力した際の保険者等への情報提供
- (3) 会員が連合会事業に協力した際の謝礼等の支払管理
- (4) 広報誌の作成及び発送
- (5) 会員向け研修会又は事業行事の広報
- (6) 運営に関連した事項についての会員への連絡及び問合せ等
- (7) その他運営に関連すること

(第三者提供の禁止)

第14条 この会が取得した個人情報は、当該事業の範囲内でのみ利用し、法に基づく場合を除き、第三者に提供してはならない。

(利用目的の変更)

第15条 この会の個人情報の利用目的は、原則として変更できない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により利用目的を変更する場合は、変更前の個人情報の利用目的と関連する合理的な範囲で変更することができる。

附 則

この会則は、平成11年3月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月27日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成26年4月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和8年4月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。